かたひがし

昭和47年2月1日
第 114 号
発　行
新潟県西蒲原郡潟東村
印　刷
北洋印刷株式会社

国民健康保険税の収納率九十九%

郡・県でも上位にランク

昭和四十五年度潟東村国民健康保険特別会計決算認定

先号にひきつづき、◇◇十二月村議会に提出、認定された国民健康保険特別会計決算の概要について議会における村長の説明によりお知らせいたします

昭和四十五年度潟東村国民健康保険特別会計の決算に関して事業の概要及び主要な事項についてご説明申し上げます。

先ず事業の概要でありますが、本年度の被保険者世帯数の年間平均は一千四十二世帯で前年度より一世帯の増、被保険者数は五千五百二十九人で前年比百三十八人の減となり、一世帯当りの被保険者は五・三人で総人口に対し、国保の加入率八十二・九六パーセントと前年度に比べ〇・五九パーセントの減になりました。ここ数年被保険者の減少が続いておりますが、主なる原因は出生率の低下、都市への転圧、及び農業の兼業化に伴う他産業への就職による他の保険への加入等が挙げられます。

次に収支の状況を申し上げます。

歳入総額七千六百七十七万一千八百十八円に対し歳出六千五百八十三万五百六十八円で差引一千九十四万一千二百五十円の歳入超過となり昭和四十六年度へ繰越されました。

繰越金のうち主なるものは歳入で国庫支出金三百三十七万円の増これは財政調整交付金が当初見込んだよりも、農業所得の大巾な落ち込みによる補てんとして増えた訳であります。

また歳出で保険給付費の不用額五百四十一万一千五百五十二円、予備費の不用額四十四万八千五百七十円、そのほか経費の節減によるものです。保険給付費の不用額は長期入院患者の減少、風邪やその他、一般的な病気が比較的に少なかったためであります。

そのため医療費の上昇率は前年よりやや減の百六パーセントとなりました。

ここで特に申し上げたいことは、お陰様を持ちまして、去る九月議会で議決を賜わった保険給付準備基金積立金五百万円と前年度の積立金三百万円を併せて八百万円保有していることが、現在なお中央医療審議会で審議中の医療費の引上げは必至と言われておりますが、これに対応して、若干の余裕を持つことが出来ましたことを力強く感じております。

保険税の収納は村民の納税意識の向上とご協力によりまして本年度課税分は九十九パーセントと前年度を上廻り、郡及び県でも上位にランクされております。

なお本年度の保険税負担額は一世帯当り二万八千五十五円、一人当り五千二百八十七円であります。

決算構成の比率について申し上げます。

歳入では保険税二十八百六十七万九千四十円で三十七・三六パーセント国庫支出金四千二百五十七万七千五百三十六円で五十五・三七パーセント繰越金四百八十六万五千円で六・三四パーセントとなっております。

歳出では総務費五百九万九千百四円で七・七五パーセント、保険給付費五千八百六十万六千四百四十八円で八十九・〇三パーセント保険施設費二百九万九十六円で三・一七パーセント等となっております。

続いて保険給付の状況について申し上げます。

保険給付のなかで最も大きなのは療養諸費であります。その費用額負担区分では総費用額八千二百十一万一千六百八十六円、うち保険者負担分が五千七百二十三万四千七百七十四円、一部負担金二千四百五十二万一千六百五十九円、結核予防法等負担金では三十五万五千二百五十三円、そのほか助産諸費で五十六万円葬祭諸費二十四万、育児手当金十五万七千二百円であります。

また医師にかかる年間の受診率は四百六十・九三パーセントで一件当り日数三・二〇日、一件当り費用額は三千百九十二円、一人当り費用額は一万七千七百十五円でありました。

なお問題になっておりますす医療費について、先般の新聞紙上では日本医師会、歯科医師会からそれぞれ引上げ案が提出されたし、目下中央医療協議会において審議中と発表されていますが、いずれ引上げは必至の状況であると思います。

医療保険制度については抜本的な改革をすべきだとか、根本的にすべきだとか、いろいろ論議されているが、さきに「現行被用者保険と国民健康保険の二本建を維持すべきだ」という答申を社会保障審議会が厚生大臣に提出したのをご承知の方もおありでしょうが、まだしかし具体的には判っきりしたものはなく現在なお流動的な状態で早急な解決は得られないのでないかと思います。

ともあれ、本村の国民健康につきましては、ご存じのように農業所得の低下は前年同様で情勢の変化でもない限り上昇は見込まれないので、更に国庫負担制度の改善と強化を図り、財政の確立に今後とも関係機関と緊密な連携をとりながら一層の努力をする所存であります。

各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、以上昭和四十五年度国民健康保険特別会計決算の概要及び主要な事項についての説明といたします。

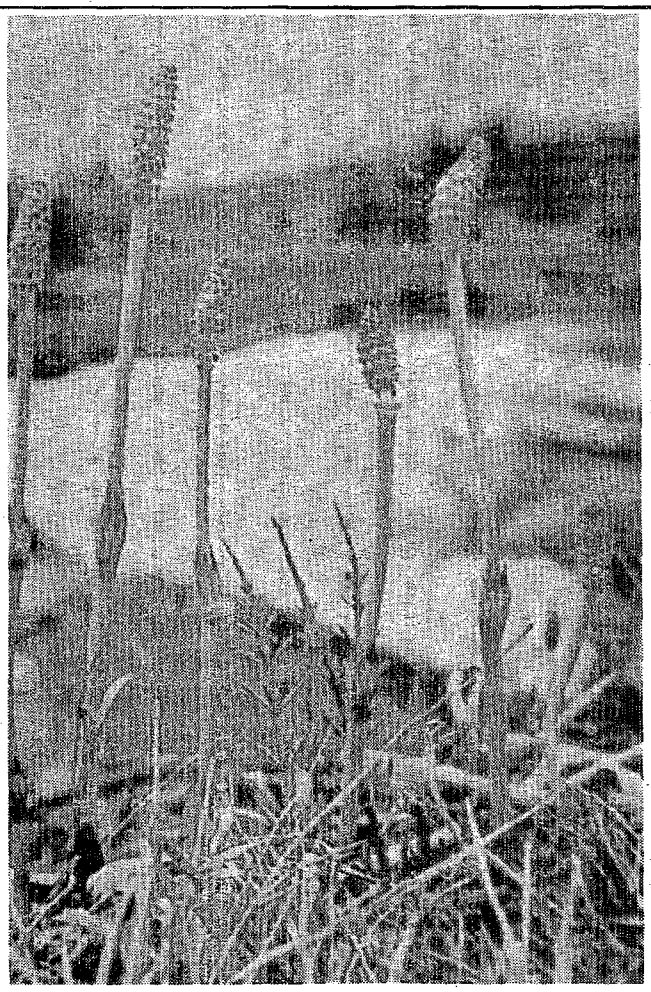

春のいぶき……

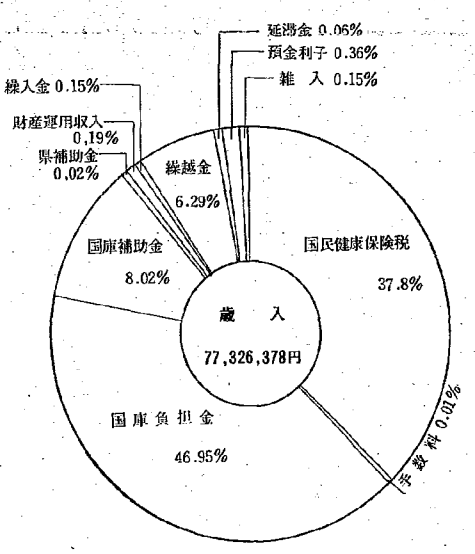

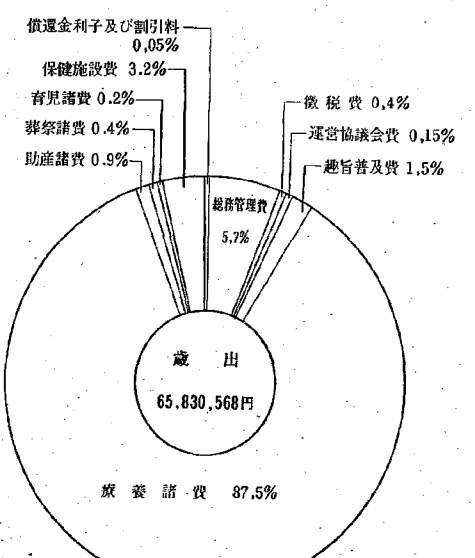

六十五才になっても国民年金がもらえない？

国民年金制度は昭和三十四年に制定され四十六年五月からは待望のいわゆる十年年金の支給も開始され、国民年金に対する関心もとみに高まっています。

しかし六十五才になっても年金給付を受けられない人もいます。この人達は保険料納付期間が少ない人達です。右の表は受給資格期間の早見表です。

この表の受給資格期間を満たしていない人は給付が受けられません。しかし厚生年金等に加入された方、又加入したことがある場合は例外です。

今からでも遅くありません掛け忘れの保険料は六月の末日までに掛けましょう。

国民年金委員が保険料の掛け忘れのある家庭を回ります。笑顔で掛けよう国民年金。

国民年金の相談は、お近くの国民年金委員、役場住民課、又は社会保険事務所でどうぞ。

年齢別老齢年金受給資格期間早見表

生年月日	昭和46年4月1日における満年齢	受給資格期間	年金額（月額）	
大正5年4月1日以前に生れた人	54歳以上	10年	60,000	5,000
大正5年4月2日～大正6年4月1日	53歳～54歳未満	11年	62,400	5,200
大正6年4月2日～大正7年4月1日	52歳～53歳未満	12年	64,800	5,400
大正7年4月2日～大正8年4月1日	51歳～52歳未満	13年	67,200	5,600
大正8年4月2日～大正9年4月1日	50歳～51歳未満	14年	69,600	5,800
大正9年4月2日～大正10年4月1日	49歳～50歳未満	15年	72,000	6,000
大正10年4月2日～大正11年4月1日	48歳～49歳未満	16年	74,400	6,200
大正11年4月2日～大正12年4月1日	47歳～48歳未満	17年	76,800	6,400
大正12年4月2日～大正13年4月1日	46歳～47歳未満	18年	79,200	6,600
大正13年4月2日～大正14年4月1日	45歳～46歳未満	19年	81,600	6,800
大正14年4月2日～大正15年4月1日	44歳～45歳未満	20年	84,000	7,000
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	43歳～44歳未満	21年	86,400	7,200
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	42歳～43歳未満	22年	88,800	7,400
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	41歳～42歳未満	23年	91,200	7,600
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	40歳～41歳未満	24年	93,600	7,800

受ける日の笑顔で掛けよう国民年金

新潟県国民年金標語コンクール入選作品

<村の人口>

総人口	6,558人
男	3,205人
女	3,353人
世帯数	1,197

46年12月31日現在

・・●免税申請をお忘れなく

『農耕用軽油免税証』交付申請のお知らせ

例年のとおり農家の皆さんへ春の農耕用動力耕耘機に使用する軽油の免税証の交付申請を次のとおり行ないます。

関係農家の皆さんは次の期日に必ず申請してください。

「免税証の交付申請」

申請月日
大原地区　2月7日
四ツ合地区　2月8日

申請場所
潟東村役場
午前九時〜午後四時まで

○交付申請に必要なもの

。始めて交付申請する人
1、機械の名称、エンジン番号、馬力数等が明確にわかる書類（カタログ、検査合格証等）
2、機械の所有証明書（役場の証明又は販売店の売渡証明）
3、印鑑（共同申請の場合全員の印鑑）

。すでに交付をうけている人
1、免税軽油（共同）使用者証
2、印鑑（共同申請の場合は全員の印鑑）

。共通事項
1、一台の機械を共同で使用する場合は、代表者は全員の住所番地を調べてきてください。
2、軽油を買う店舗を決めてきてください。

※前記の交付申請の期間に申請できない人は、関係書類を揃えて次の日程で巻財事務所へおでかけください。
潟東村は　4月12日
右記以外の日は交付できません。
尚免税証の交付申請に必要な用紙等は役場の税務課に用意してあります。

農業者転職訓練の案内

農業委員会

総合農政の一環として、農業従事者で農業以外の産業へ就職を希望する農業従事者のために、これからつこうとする職業に必要な技能と知識を与え、よい雇用条件で就職できるように行なうものです。

訓練を受ける人には、訓練手当が支給され、失業保険金の受給資格がある人は、訓練が修了するまで受けられ、安心して訓練を受けられるようになっております。

一、訓練を受けることができる人!!
①現在農業に従事している人
②公共職業安定所に求職申込みをしている人で、その申込をする前一年以内に農業に従事していた人
③日雇労働者、パートタイマーなど、臨時的に雇用されている人
④農業構造の改善に伴い、農業以外の職業につこうとする人
年令は問いません。

二、入校の時期は!!
職業訓練校の入校は、四月と十月です。

三、訓練期間は!!
訓練期間は六ケ月間です。

四、入校者の特典は!!
訓練期間中手当が支給されます。
訓練期間中は、国、県が月平均一人二万七千円の手当を支給します。

五、訓練科目は!!

訓練科名
板金科
溶接科
建築科
事務科

尚、詳しくお知りになられたい方は、地元農業委員の方に相談されるか、又は役場農業委員会事務局へ相談下さい。

2月の救急病院

6日　県立吉田病院　(3)3131
11日　吉田町伊藤病院　(3)3115
13日　巻町立病院　(1)3111
20日　県立吉田病院　(3)3131
27日　巻町立病院　(2)3111

農地転用について

〃農振地域内の農地転用は〃 すでに、周知の事と思いますが、潟東村では四十五年度に「農業振興地域整備法」の地域指定され、農用地区域外の線引きが行なわれました。したがって、今後農業振興地域内の転用は、公共的施設、農業用施設等以外の転用は認められませんので留意下さい。

〃違反転用に対する処分が厳しくなりました。〃

農地を許可を受けないで転用した者、許可条件に違反した者、あるいは違反者から工事を請負った者などに対して罰則の適用のみならず、農林大臣または知事が、その工事の停止命令や原状回復命令または転用許可の取消しなど違反を是正するために、必要な措置を命ずることができるようになりました。

尚、農地に関する相談は、農業委員の方か農業委員会事務局に相談下さい。

一月から 児童手当制度スタート

手当請求の手続きはおすみですか

十八才未満の子供が三人以上ある方へ！

わが国の社会保障制度のなかで、まだ実施されていないただ一ッの制度として早くから実施が望まれておりました児童手当制度もいよいよ四十七年一月からはじまりました。この制度は次の要件にあてはまる時にだけ支給されるわけです。

一、十八才未満の児童を三人以上養育し、そのうち一人以上が五才未満（48年4月からは年令が引きあげられます）の児童であること。

二、その人の前年の収入が一定額（扶養親族五人の場合二百万円）以下であること。

この二ツの要件に該当すると思われる方でまだ役場に未請求の方は今すぐ厚生課へおいで下さい。いつでも受付けしております。公務員と三公社に勤めている人は勤め先に申しで下さい。

さて、児童手当の支給額と支払方法ですが三人目以降の児童一人につき月額三、〇〇〇円、とりあえず四十七年一月分、二月分については三月末に、役場より直接あなたの農協及び銀行の預金口座へ振りこみます。その後は毎年度六月、十月、二月の年三回に分けて、それぞれ前月分までが役場より自動的にあなたの預金口座へ支払われる、という仕組になります。

なお、わからないこと、疑問等がありましたら厚生課に問い合せ下さい。

年一人三六〇円で最高五〇万円の見舞金支配!!

昭和47年度交通災害共済加入申込みについて

皆さん、村内においても交通事故が多発しています。一日一円の安い会費であなたを守る、交通災害共済に家族そろって加入いたしましょう。

二月の上旬にあなたの家庭へ申込み書が配られますから加入者を記入して申込みください。（三月三十一日まで）

尚くわしくは役場総務課までお問合せください。

《みんなの健康》

脳卒中の予防について

皆さん今年の冬は例年に比べて暖かい冬でしたね。でもこれで冬が過ぎたのではありません。本格的な寒さがやって来ます。

寒い一月、二月に脳卒中で倒れる人が一番多く、殊に気温が下がる時に多いのです。それから風呂場で脳卒中が多いのは裸になって急に寒さにあう、そして血管が収縮しているところにパッと風呂に入ると、急に温度の高い風呂に入るから非常に血圧の動揺がおこり、お湯で水圧がかかって益々血管の収縮がおこると云うわけです。そこで風呂場での脳卒中が多いのです。充分気をつけて脳卒中で倒れないようにしたいものですね。

昨年の成人病検診の結果医療が必要と云われた方は勿論続けけて医療を受けて下さい。

又注意、気をつける様に云われた方は時々血圧を計って貰って倒れない様に気をつけて下さい。

昨年の成人病検診の結果は次の通りです。

・検診をうけた人　221人

その中で

1.医療を必要とする人　95人
2.様子を見て時々血圧を計る必要のある人　41人
3.注意して時々血圧を計る必要のある人　57人
4.異常のない人　28人

さて貴方はどれに当たりますか。

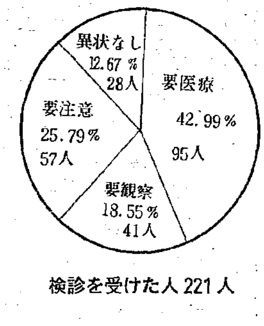

検診を受けた人 221人

〃火の元に御注意を〃

各地で天然ガスによる火災が多く発生しております。最近では、西川町、巻町に天然ガスを利用したコタツから火災が発生し、多大な被害が出ております。

村民の皆さん、コタツには充分御注意下さい。コタツに人がはいっていない時は、必ず元栓をしめて下さい。これから寒さも一段ときびしくなるものと思われます。電熱器、プロパンガス、石油ストーブ等を使用の際にも、充分に注意をし、使用後にも安全の確認をやって、大災のないようにお願い致します。

厚生課よりお知らせ

二月三・四日　乳児健康相談　離乳食指導
二月一日〜十日　保育所、児童館入所受付
二月九日　種痘（西小）就学児及び小学校卒業児
二月十日　〃（東小）〃
二月十六日　〃（南小）〃
二月十五日　乳幼児検診
二月十七日　妊婦検診

戸籍の話

〔1〕わたくしたちは、だれでも、夫婦とか親子あるいはオジ、オバなどというような一定の親族関係を持っています。

そして、法律は、親と子、夫と妻などというような身分関係をもととして、いろいろな法律関係を定めています。

たとえば、法律上未成年の子は親の親権に服するとか、人が死亡すればその人の子や妻が相続人として遺産を相続するなどというように、身分関係は、いろいろな権利、義務の基礎となっています。

ところで、ある人がどのような身分関係にあるかということは、その人ばかりでなく、他人にとっても大変重要なことです。

たとえば、相続の場合ですと、だれが相続人であるかなどは第三者にとっても重要な利害関係があります。

また、結婚したいと思う相手の年令が何歳であるのか、相手の言葉だけでは心配だという場合もありましょう。

そこで、人がいつ生まれ、いつ死亡したとか、親子、夫婦の関係にあるとか、という人の身分関係を登録しておき、必要なときにそれを証明するため、もうけられたのが戸籍制度です。

また、わが国では、事実上夫婦として生活し、あるいは養子とするつもりで育てていても、それだけでは法律上正式な夫婦や親子として認められません。

市町村役場に婚姻や養子縁組の届出をすることによって、はじめて法律上の夫婦や親子となります。

つまり、戸籍制度は、人の身分関係を登録、証明するだけでなく、身分関係を成立させ或いは解消する作用をもっています。

戸籍は、すべての国民について、一組の夫婦、親子を単位としてつくられ、わたくしたちの市町村役場に保管されています。

そして、人の出生から死亡までの身分関係が、戸籍法に定められた一定の手続にしたがって登録されています。

普通、戸籍は、出生とか婚姻とかの届出にもとづいて記載され、その届出は原則として本人の本籍地または届出人の所在地の市町村役場にすることになっています。

そして、出生、死亡などの届出については、届出期間や届出義務者が定められています。

その外婚姻や養子縁組などの届出については、届出期間の定めはありませんが、戸籍の届出をしなければ法律上正式な夫婦や親子として認められないので、相続などのときに不利益を受けることとなりますから、できるだけ早く届出をすることが大切です。

戸籍簿は一戸籍につき五〇円の手数料を納めれば、だれでも閲覧できます。

また、一枚五〇円の手数料でその戸籍謄抄本を交付してもらうことができます。

〔2〕子供の名前と出生届

皆さん、可愛いい子供さんの出生届はおすみでしょうか。子供さんが生まれると十四日以内に出生届を市町村役場にしなければなりません。

届出がないと、その子供さんはいつまでも戸籍にのらないので、入学、就職、結婚などの場合にいろいろ困ることがあります。

生まれた日から数えて七日目を「七夜」といい、親類や近所の人達を招いてお祝をする風習が全国各地にあります。

また、この日に子供の命名をする地方も多いようですが、最近は、生まれる前にあらかじめ、名前を決めておく方が増えているようです。

子供の名前は、片かな、ひらがな（変体がなを除く）、当用漢字（人名用漢字を含む）を用いなければなりません。

漢字の読み方は「高」という字を「ひくい」と読むようなあり得ない読み方をしない限り、音、訓または「字義」つまりその字の持っている意味によってもよろしいのですが、その名前が一生涯用いられるのですから、誰もが呼びやすい、そして書きやすい名前をつけてやるのが「親のつとめ」でありましょう。

また、このほかに、同音のくりかえしに用いる「ゝ」「ゞ」「々」などの字、長音に用いる「ー」の字を用いることができます。

子供さんが生まれたら忘れないで十四日以内に出生届をしましょう。

届書の用紙は役場に備えつけられていますから、そのお産に立ち合ったお医者さん又は助産婦さんから出生証明をしてもらったうえ、届出人（普通はお父さん）が必要な事項を記入して役場の窓口に提出すればよいわけです。

もし命名や届出をすることについてわからないことがありましたら、役場の窓口で遠慮なくおたずねください。